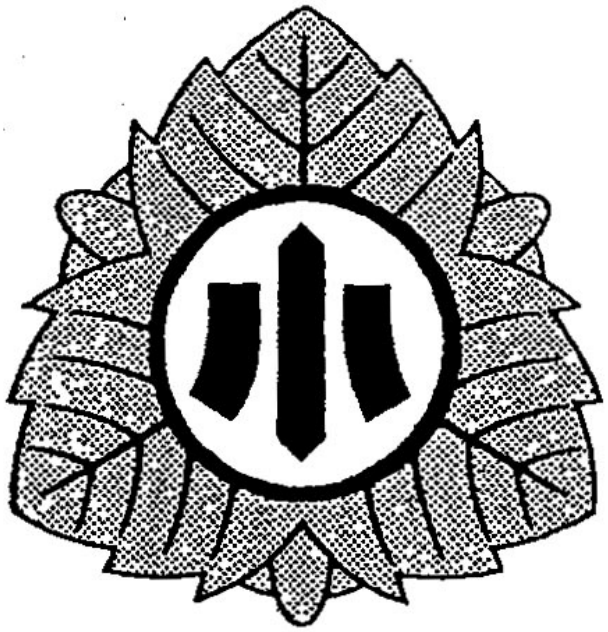
令和８年度

いじめ防止基本方針



喜茂別町立喜茂別小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

また、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振るまいが影響を与えているという指摘もあります。

本町においては、これまで全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安心して元気に充実した学校生活を送ることができるよう、「喜茂別町子どものいじめ防止に関する条例」を平成26年4月1日に施行し、学校や教育委員会、家庭や地域住民、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に向けた取組を進めてきまいたが、今般、国の基本方針が改定されたことなどを踏まえ「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、市町村におけるいじめ防止基本方針の策定が求められることとなったところであります。

ついては、国の基本方針の規定や「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、本町におけるいじめ防止に関する基本方針を策定し、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、地域全体でいじめの問題を克服することを目指します。

2 いじめの定義及び認知

いじめの定義は、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている物。」である。

いじめの認知については、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害生に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

3 いじめ防止のための取組

（1）基本的な考え方

いじめの未然防止といじめの学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した学友の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

（2）学校評価への位置づけ

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

（3）教職員による指導について

□校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
□いじめを許さない体制の確立と児童への周知
□いじめのサインの共通理解　※教職員個人が情報を抱えこまず、必ず迅速に報告する
□いじめ問題等を自分事として捉え、考え、議論する道徳教育の充実
□児童理解のよる教育活動の精選、めあての確立
□相互の授業の公開と参観等、多くの目で学級を見る機会の創造
□異学年、異世代との交流の促進　他

(4) 児童に培う力とその育成に向けた取組の重点

□自尊感情と自己有用感
□規律を守った学校生活
□みずみずしい感性
□他者のよさやちがいを理解し、認め合える力
□他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
□未知なるものに進んでチャレンジする力
□失敗しても何度も繰り返し取り組む力
□他者とのコミュニケーションを図る力
□規範意識、正しいことが分かる判断力

(5) いじめ防止及び早期発見と対応に向けたおっ式と具体的な取組

本校のいじめ防止籐に関する措置を実務的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ防止対策会議」を置く。

喜茂別小学校「いじめ防止対策会議」(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)
〇校 内 職 員:校内いじめ対策委員～校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭
〇校外関係者:保健師、人権擁護委員、喜茂別交番所長 (スクールカウンセラー)

【具体的な取組】

□本校のいじめ防止基本方針の策定
□いじめ防止基本方針の改善
□いじめに関わる情報収集
□第1次緊急対応会議に向けた報告の準備
□いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
□校内研修の企画・運営
□いじめ発生に係わる全職員への情報提供
□第1次緊急対応会議への引き継ぎ

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係わる具体的な取組を行う。
※校外関係者は、重大事態が発生した場合に協力を求める。

(6) 児童の主体的な取組

□児童会を中心として縦割り活動を充実させる。
□高学年を中心に、道徳の時間や特別活動等を活用して、いじめを防止する活動を推進する。

(7) 家庭や地域との連携

□学校だより等で、本校のいじめ防止基本方針を周知する。
□適時または随時、学級懇談等での話し合いを行う。
□関係機関との連絡と報告を密にする。

4 早期発見の在り方と取組～予防・未然の防止、手立てを最優先に～

(1) 早期発見に向けた取組

□いじめ早期発見といじめ防止に係わる基本姿勢の共有
・本防止策と対応に係わる考え方と具体的対応策の理解
・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
□いじめ把握のためのアンケート調査(6月・10月・2月) Q-U の実施(7月・11月)
□普段の子どもたちの見取り情報交換
・日常の授業の充実
・自己有用感と自尊感情の醸成
・職員会議等における学級間の交流の充実

（2）早期発見に係わる組織

□教職員間の情報交換

・職員間での日常的な情報交換

・職員会議や打合せでの児童の情報交流

・保健室や支援員からの情報提供とその共有

□教育相談体制

・心配される児童への定期的な相談の実施

・スクールカウンセラーによる相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告・連絡・相談の徹底

□特別支援コーディネーター

・児童の実態把握と適切な指導への助言

・支援が必要となる児童への個別の対応対策づくり

□保護者からの訴えに係わる窓口の一本化

・教頭を窓口として、いじめの通報や情報に対応

・全職員への報告と周知

（1）家庭や地域との連携

□家庭との連携

・学校だよりや学級通信による子どもたちの活動の広報

・いじめに係わる学校の考え方の周知（学校だよりや参観日、PTA の諸会議等で）

□地域との連携

・学校だよりによる教育活動の広報と周知

・通学時の巡回等を活用した児童の実態の情報交換

《早期発見につながる子どものサイン》

場面	観察の観点（※印は、無理にやらされている可能性があるもの）	
朝の会	□遅刻・欠席が増える。	□始業ギリギリの登校が多くなる。
	□表情がさえず、うつむきがち。	□出席確認（健康観察）の際、声が小さい。
授業の開始	□忘れ物が多くなる	□涙を流した気配が感じられる。
	□用具・机・椅子等が散乱している。	□周囲が何となくざわついている。
	□席を替えられている。	□一人だけ遅れて教室に入る。
授業中	□正しい答えを冷やかされる。	□グループ分けで孤立しがち。
	□発言に対し、しらけや嘲笑が多い。	□保健室によく行くようになる。
	□責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。	
	□ひどいあだ名で呼ばれる。	□ノートや教科書を見られないようにする。
	□※ふまじめな態度で授業を受ける。	□※ふざけた質問をする。
休み時間	□一人でいることが多い。	□集中してボールを当てられる。
	□わけもなく階段や廊下を歩いている。	□遊びの中で、いつも同じ役をしている。
	□用事もないのに職員室や保健室に来る。	□プロレスごっこで負けることが多い。
	□遊びの中で孤立しがち。	□※仲良しでもない者とトイレに行く。
	□※大声で歌を歌う。	
給食時間	□食べ物にいたずらされる。	□嫌われるメニューの時に多く盛られる。
	□グループで食べるとき、席を離している。	
	□その子どもが配膳するといやがられる。	□※好きなものを級友に譲る。
放課後	□衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。	□部活動（少年団活動）に参加しなくなる。
	□用事がないのに学校に残っている日がある。	□急いで一人で帰宅する。
	□顔にすり傷や鼻血の跡がある。	□※他の子の荷物を持って帰る。　等

動作や表情	□活気がなく、おどおどしている。	□視線を合わせない。
	□教師と話すとき不安な表情をする。	□さびしそうな暗い表情をする。
	□手遊び等が多くなる。	□※言葉遣いが荒れた感じになる。
	□委員や係を辞めたいと言うなど、やる気を失う	□独り言を言ったり、急に大声を出したりする。　等
持ち物服　装	□教科書等にいたずら書きをされる。	□刃物・危険なものを所持するようになる。
	□持ち物、靴、傘等を隠される。	等
その他	□日記・作文・絵画等に気にかかる表現や描写が現れる。	
	□教科書、教室の机、掲示板や掲示物、写真等に落書きがある。	
	□インターネットや携帯電話等のメールに悪口を書き込まれる。	
	□※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。	
	□飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。	□下駄箱の中に嫌がらせの手紙が入っている。
	□教材費、写真代等の提出が遅れる。	等
家庭でのサイン	□衣類の汚れや破れが見られ、よく怪我をしたりしている。	
	□部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、涙を流したりする。	
	□転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。	
	□登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校をしぶる。	
	□不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになる。	
	□友だちからの電話で、急な外出が増える。	
	□言葉遣いが荒くなり、親や兄妹などに反抗したり八つ当たりしたりする。	
	□食欲がなくなったり、体重が減少したりする。	等
地域でのサイン	□登下校中に特定児童が他の児童の荷物等を過度に持つ。	
	□一人だけ離れて登下校している。	
	□故意に遅れて登下校している。	
	□公園や空き地等で、一人の子を何人かで囲み、言い合ったり小突いたりしている。	
	□コンビニや地区の商店街で、物品や飲料水をおごらされている。	等

☆子どもが発するサインは、助けを求める意思で発しているものと、無意識に発しているものとがあります。いずれにしても、そこから子どもを救い出し、苦痛・苦悩から解放してやらなければなりません。「いじめはない」「それはいじめではない」と否定的な受け止め方をすることなく、子どもに寄り添い、子どもの困り感を共有するところからいじめへの認識をもつようにすることが大事です。

5 いじめに対する具体的な措置 ～早期かつ即時対応＆組織的対応～

【独自判断は禁物！素早く対応】
×「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なるけんかだろう」……の考えは捨てる。
□「いじめは絶対許されないもの」との認識に立つ。」
□「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
□「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
□「小さい芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

（1）素早い事実確認

① 速やかな報告の徹底

・情報受信者→担任→生活指導担当→教頭→校長ルートで情報や現状を直ちに報告する。

・情報受信者を中心に、直ちに「いじめ発見報告書」【様式1】を作成し教頭へ提出する。

・教頭により第1次緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

〈報告書の内容〉○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況 ○情報受信者

② 第1次緊急対応会議

「第1次緊急対応会議」（当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議）

（1）構成

○校長 ○教頭 ○生徒指導担当 ○当該担任 ○養護教諭

（2）資料

□いじめ発見報告書【様式1】 □被害・加害児童の家庭環境調査表

（3）会議内容

① 事実確認のための必要事項

・いじめの状況（日時、場所、人数、様態 等）

・いじめの動機や背景

・時系列での事実の把握

・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動、性格 等

・本件について家庭が知っていること

・教職員や周辺児童が知っていること

・これまでの問題行動 等

② 事実確認の計画

・事実確認のための役割分担

・被害児童への聞き取り　　・加害児童への聞き取り

・周辺児童への聞き取り　　・該当児童保護者への連絡

③ **「いじめ対応に係わる事実確認表」【様式2】**の作成

・教頭が作成し、事実確認の際に資料として配付

③ 事実確認の実施

第１次緊急対応会議にて確認された「いじめ対応に係わる事実確認表」【様式2】をもとに、聞き取りによる事実確認を行い、聞き取り記録表【様式3】を作成

（1）被害児童への聞き取り → 当該担任、養護教諭

□教職員は被害児童の視点に立ち、「見方」となって支える立場で接する。

□いじめられている事を語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに児童の気持ちに寄り添って話を聞く。

（2）加害児童への聞き取り → 当該担任、生徒指導担当

□いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。

□いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。

□「いじめは絶対に許されない行為」とそてい、けんか両成敗的な指導はしない。

（3）周辺児童への聞き取り → 当該担任、教頭

□事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。

□内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

□事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

（4）被害児童保護者、加害児童保護者に対して → 教頭、当該担任

□保護者とは直に会って面談を行う。

□保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。

□保護者の心配していることを明らかにして、解決に向けた今後の見通しについて説明する。

（2）組織的対応について

①第2次緊急対応会議

「第2次緊急対応会議」による指導方針及び指導体制の決定

□第１次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定

・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針・具体的対策を決定し担当を明らかにする

□実際の対応 → **対応記録表【様式 4】**にまとめる

①被害児童への対応	→	当該担任、養護教諭
②加害児童への対応	→	当該担任、生徒指導担当
③周辺児童への対応	→	当該担任、教頭
④該当児童保護者への対応	→	教頭、担任

※いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

②対応のポイント

□被害児童への対応

・つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。

・具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。

・いじめ解決、まで、学校全体で擁護することを伝える。又、今後の支援を約束する。

・被害児童の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意志を尊重して進める。

□加害児童への対応

・行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。

・グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りをする。

・いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することのないような心を育てる。

・きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにする。

・長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について理解する。

□周辺児童への対応
・いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
・はやし立てる行為、見て見ぬふりをすることもいじめであることを再度理解させる。
・いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認をする。
・「いじめを止める、知らせる」行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。
□被害児童保護者への対応
・確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
・再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明不安を除く。
・学校と家庭の今後の対応について、共通理解をもつ。
□加害児童保護者への対応
・確認した事実関係を正確に伝える。
・今後の学校としての対応について説明し、共通理解を図る。
・謝罪について相談の上、確認する。

☆ 全て時系列で記録を取ります。また、複数で対応することを原則とします。
☆ 完全ないじめ解消を、全教職員で確認します。

【ネットいじめへの対応】
□ネット上に本校及び本校児童に係わる不適切な書き込み等（名誉毀損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は、喜茂別交番や札幌法務局倶知安支局等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに喜茂別交番、倶知安警察所に通報し、適切な支援を求める。喜茂別町教育委員会に報告するとともに、町内小中学校にも連絡を入れる。
□情報セキュリティーポリシーに係わる学習会を児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては、第5及び第6学年の道徳において、保護者に対しては、PTA と連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

6 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】 いじめにより～
□当該児童の生命、心身又は財産に重大な事態が生じた疑いが認められたとき
□当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校の欠席を余儀なくされているとき
□児童や保護者からいじめれらて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
〈重大事態と想定されるケース〉
◆児童が自殺を図った場合
◆身体に重大な傷害を負ったとき
◆金品等に重大な被害を被ったとき
◆精神性の疾患を発症したとき

（1）調査組織の設置と調査の実施
□本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に、各関係機関に支援と協力を仰ぐ。
□具体的な調査組織の構成員については、喜茂別町教育委員会の指示を仰ぐ。
（弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー 等）
（2）校内の連絡と報告体制
□校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制に基づいて行う。
（3）重大事態の報告
□重大事態の事実関係、その他必要な情報等について直ちに喜茂別町教育委員会に報告する。

（4）外部機関との連携

□喜茂別町教育委員会の指示のもとに、喜茂別町駐在所、児童相談所との連携を図る。

□指示のもとに、事実関係の調査y味後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

7 いじめ解消の定義

いじめの解消は、「いじめに係わる行為が3ヶ月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

8 校内研修

（1）いじめに関する研修の基本的な考え方

□児童の道徳性や津お得的な実践力の向上に係わる研修を大切にする。

□児童一人一人が認め合い、育ち合えるような授業実践に係わる研修機会の場を設定する。

（2）具体的な取組

□いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、基本方針の周知を目的とした研修会を行い、」教職員の理解を図る。

□教頭を中心に、いじめ防止に係わる研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員より研修内容を報告してもらう。

9 学校評価

（1）いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

□児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の有り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、学年に応じてわかりやすい設問の設定にこころがける。

□保護者に対しては、授業参観等での面談を通して、広くこまめに情報を得るようにする。

□教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題のとなる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。

□学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し改善を図る。

（2）家庭や地域との連携

□学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係わる実態を示し、いじめ防止や対応に係わる学校の方針を伝えるようにする。

□家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を昨日させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

（3）PDCA サイクルによるいじめ防止に係わる学校体制の推進

□基本方針に基づく評価を定期的に行い、計画・実行・検証・改善を行う。

・短期評価→日常観察や情報交換等により、児童の実態や対応体制等を確認、改善

・中期評価→児童へのアンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善

・長期評価→短、中期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善

10 その他

（1）ゆとりをもち、児童と向き合える時間の創出

□本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。

□校務分掌の適正化を図り、業務分担の平準化に努める。

□取り出し指導や課外学習など、授業支援のサポート体制を整備する。

（2）学級づくりの充実

□「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研磨に努める。

□目標と付けたい力を明確にして、日々の授業と生徒指導に取り組む。

□日々の実践を謙虚にふり帰り、常に改善に努める。

（3）スポーツ少年団等との連携

□スポーツ少年団等での活動も子どもの健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、各団等の関係保護者を通して連携や共通理解を図る。

（4）特に配慮が必要な児童への対応

□発達障害を含む、傷害のある児童がかかわるいじめ

□海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童へのいじめ

□性同一性障害や性的志向、LGBT、性自認にかかわる児童へのいじめ

□東日本大震災により被災した児童又は原発事故等、災害により避難している児童へのいじめ

11 主な取組の年間計画

月	いじめ防止対策	主な学校行事	学校評価	備　　考
4	○第1回「いじめ防止対策会議」 ○学級開き ○保護者との教育相談 ○児童の実態交流	・始業式、入学式 ・参観日 ・個人面談	◇評価計画	＊喜茂別小学校いじめ防止の基本方針周知 ＊学級開きにていじめを許さない姿勢の明示
5	○児童会活動によるいじめ防止へのよびかけ ○児童の実態交流	・1年生を迎える会	◇学級経営交流 ◇個別支援計画交流	
6	○いじめアンケート調査① ○アンケート後の教育相談	・運動会 ・修学旅行 ・4年社会科見学		＊修学旅行や運動会におけるグループ編成への配慮 ＊社会科見学におけるグループ編成への配慮
7	○学級懇談 ○夏季休業に向けての指導 ○児童の実態交流 ○Q-U①	・全校参観日 ・低学年見学学習 ・水泳学習 ・1学期終業式	◇保護者・児童アンケート	＊見学旅行におけるグループ編成への配慮 ＊学級懇談の活用 ＊「夏休みの生活」発行 ＊生活リズムチェックシート配付
8	○夏季休業期間の実態把握及び児童の実態交流	・2学期始業式	◇中間評価	
9	○児童の実態交流 ○第2回「いじめ防止対策会議」	・3年社会科見学	◇学級経営交流	＊社会科見学におけるグループ編成への配慮
10	○児童の実態交流 ○いじめアンケート調査②	・学習発表会		＊学習発表会練習等に配慮
11	○アンケート後の教育相談 ○児童の実態交流 ○Q-U②	・参観日 ・子ども議会		
12	○保護者との教育相談 ○冬季休業に向けての指導 ○児童の実態交流	・2学期終業式 ・個人面談	◇保護者・児童アンケート	＊「冬休みの生活」発行 ＊生活リズムチェックシート配付
1	○冬季休業期間の実態把握及び児童の実態交流	・3学期始業式 ・スキー授業	◇自己評価 ◇学級経営交流 ◇個別支援計画交流・引継	
2	○いじめアンケート調査③ ○児童の実態交流 ○第3回「いじめ防止対策会議」			
3	○保護者との教育相談 ○児童の実態交流 ○いじめ防止対策の改善	・参観日 ・学級懇談 ・6年生を送る会 ・卒業式、修了式	◇学校評価結果公表	＊卒業生に係わる中学校との密な引継

＊高学年は個別面談を璃応した信頼関係の構築といじめの早期発見に努める。

【様式１】

いじめ発見報告書

No.	確認事項	具 体 的 事 実
1	発生日時（確認日時）	令和　　年　　月　　日（　　）
2	発生場所（確認日時）	場所（　　）令和　　年　　月　　日（　　）
3	被害児童	年 氏　名　　男・女 【とらえられた被害児童の思いや発言】
4	加害児童	年 氏　名　　男・女 集団の場合（氏名を連記） 【とらえられた加害児童の思いや発言】
5	内容・状況 （聞き取り等）	【きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ 等を含む】
6	情報受信者	

【様式2】

いじめ対応に係わる事実確認票

No.	確認事項	具体的な内容
1	いじめ発生日時(確認日時)	令和　年　月　日(　)
2	いじめ発生場所(確認日時)	場所(　　)令和　年　月　日(　)
3	被害児童	年　組　氏名(　　)男・女
4	加害児童	年　組　氏名(　　)男・女
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	被害児童及び加害児童の家庭環境	【被害児童】 【加害児童】
8	周辺児童からの情報	
9	これまでの問題行動等	
10	その他	

【様式3】

聞 き 取 り 記 録 票 No.1

対応者氏名（　　）
聞き取り対象 （ 被害児童 ・ 加害児童 ・ 周辺児童 ・ 被害児童保護者 ・ 加害児童保護者 ）

具体的な聞き取り記録（　）月（　）日（　）　：　～　：	
時　間	具 体 的 な 聞 き 取 り 内 容 の 記 録

【様式4】

聞 き 取 り 記 録 票 No.(　　)

対応者氏名(　　)
聞き取り対象 (被害児童 ・ 加害児童 ・ 周辺児童 ・ 被害児童保護者 ・ 加害児童保護者)

具体的な聞き取り記録 (　)月(　)日(　)　:　～　:	
時　間	具 体 的 な 聞 き 取 り 内 容 の 記 録